平成２５年（フ）第７号
盛岡市月が丘３丁目42番18号　ユースペックⅠ102号
債務者　笠島シズエ
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６５号
兵庫県淡路市室津2015番地
債務者　浜田　承子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第２８７号
広島県福山市加茂町字八軒屋89番地１　浜田アパートＡ―202号室
債務者　小田　健二
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２８８号
広島県福山市加茂町字八軒屋89番地１　浜田アパートＡ―202号室
債務者　小田ヒサコ
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１１０８号
神戸市垂水区王居殿３丁目２番１―302号、従前の住所神戸市長田区菅原通４丁目201番地の21
債務者　竹谷酒店こと　竹谷　睦子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３３号
青森県むつ市宇田町１番17号　秋浜借家
債務者　大森　公子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６６１号
千葉県松戸市五香西４丁目11番地の15
債務者　田中　憲子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７０４号
千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目17番５号　第２岡庭ハイツ106
債務者　村山　英明
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７４８号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山４丁目12番11号　ジェニファくぬぎ山103
債務者　高橋　勝巳
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７６７号
千葉県柏市旭町６丁目１番６号　リヴェール101号
債務者　金城　朋美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８３０号
千葉県柏市南逆井３丁目５番17号
債務者　佐浦　　司
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８３８号
千葉県野田市岩名２丁目45番地の20
債務者　永嶋　　孝
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１号
千葉県柏市東上町４番３―309号
債務者　田邉　理香
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１８１号
青森県八戸市根城３丁目３番２号　エクセル川口Ｃ号室、前住所青森県三戸郡階上町蒼前東１丁目９番地901
債務者　岡田　敏行
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
青森県八戸市根城３丁目３番２号　エクセル川口Ｃ号室、前住所青森県三戸郡階上町蒼前東１丁目９番地901
債務者　岡田真理子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１号
青森県三戸郡南部町大字大向字湧口19番地３
債務者　福田　順子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
熊本市西区上高橋１丁目９番１―216号　上高橋団地１棟216
債務者　中村　厚子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係